

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月22日

京都市長 門川大作

京都市規則第67号

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年3月30日京都市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち第3条第1号の改正規定中「附則第21項及び第23項」を「附則第6項及び第8項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)